

庁名

奈良家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											備考
		郵便切手の場合										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
成年後見 制度に関 する審判	後見開始	2			10	17	5			20	4250円		成年後見人等候補者が1人増すごとに1000円追加。
	保佐開始	4			12	17	5			20	5470円		成年後見人等候補者が1人増すごとに1000円追加。
	補助開始	4			12	17	5			20	5470円		成年後見人等候補者が1人増すごとに1000円追加。
	任意後見監督人選任	2			10	17	5			20	4250円		成年後見人等候補者が1人増すごとに1000円追加。
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	2			10	10	2			10	3300円		辞任許可と同時に選任申立てを行う場合は1000円追加。
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	2			10	10	2			10	3300円		辞任許可と同時に選任申立てを行う場合は1000円追加。
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	2			10	10	2			10	3300円		辞任許可と同時に選任申立てを行う場合は1000円追加。
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可				1						110円		
	特別代理人選任(被後見人のための)				10						1100円		
	臨時保佐人選任				10						1100円		
	臨時補助人選任				10						1100円		
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与				1						110円		
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2			4						1440円		嘱託先が複数ある場合は、嘱託先が1増すごとに110円追加。
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更				2						220円		嘱託先が複数ある場合は、嘱託先が1増すごとに110円追加。
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可				1						110円		
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人,任意後見監督人)辞任許可	2			10	10	2			10	3300円		辞任許可と同時に選任申立てを行う場合は1000円追加。
	保佐人,補助人の同意を要する行為の定め	2			10	5	1			15	2800円		
	保佐人,補助人の同意を要する行為の定め指定取消	2			10	5	1			15	2800円		
	保佐人,補助人に対する特定の法律行為に関する代理権付与	2			10	5	1			15	2800円		
	保佐人,補助人に対する特定の法律行為に関する代理権付与の取消	2			10	5	1			15	2800円		
	成年後見人(保佐人,補助人)解任	2			10	10	2			10	3300円		
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人,任意後見監督人)解任	2			10	10	2			10	3300円		
	後見開始(保佐開始,補助開始)の取消	2			10	5	1			15	2800円		
	財産目録調整期間(管理計算期間)の伸長				1						110円		
	保佐人(補助人)の同意に代わる許可				10						1100円		
	不在者財産管理人選任				20					20	2400円	4000円 郵便切手760円(110円×4、100円×3、10円×2)を別途納付。	
	不在者の財産管理人の権限外行為許可				1						110円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											備考
		郵便切手の場合										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
行方不明者に関する審判	失踪宣告	2	2		20					15	4050円	10000円(官報公告費用を含む) 郵便切手1310円(110円×9、100円×3、10円×2)を別途納付。	
	失踪宣告取消	2	1		10					10	2550円	6000円(官報公告費用を含む) 郵便切手1940円(110円×9、100円×7、10円×25)を別途納付。	
	不在者の財産管理人の報酬付与				1						110円		
親子に関する審判	未成年後見人選任	2			10	10	2			10	3300円		成年後見人等候補者が1人増すごとに1000円追加。
	未成年後見監督人選任	2			10	10	2			10	3300円		辞任許可と同時に選任申立てを行う場合は1000円追加。
	子の氏の変更許可				3						330円		左記は申立人1名あたり。(15歳未満の申立人については、複数でも加算なし。)
	養子縁組許可				8				4	4	1000円		
	死後離縁許可				5					5	600円		審理等のため500円×2、110円×2の追納の場合あり。
	特別養子適格の確認	8			20				5	5	6350円	4000円(親権者が2名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算。) 郵便切手1100円(110円×10)を別途納付。	
	特別養子縁組の成立	4			20				5	5	4350円	4000円 郵便切手1100円(110円×10)を別途納付。	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)				8				4	4	1000円		
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2			10		5		10	10	2650円	4000円	
	特別養子縁組の離縁	4			15				10	10	3950円	4000円 郵便切手1100円(110円×10)を別途納付。	
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の宣告	4			15	1			5	5	3900円	4000円(親権者が2名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算。) 郵便切手550円(110円×5)を別途納付。	親権者が2名の場合は500円×4、110円×4、20円×3、10円×1を追加。
	市町村長の処分に対する不服申立て	2			10				5	5	2250円	4000円 郵便切手220円(110円×2)を別途納付。	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											備考
		郵便切手の場合										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
	児童福祉法28条1項、2項	4			10				5	5	3250円	4000円（親権者が2名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算。）	監護者・親権者が2名の場合は500円×4、110円×4、20円×3、10円×1を追加。
	引き続いての一時保護の承認（児童福祉法33条）	3			5				5	5	2200円	4000円	監護者・親権者が2名の場合は500円×3、110円×3、20円×4を追加。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合												
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
相続に関する審判	相続の放棄の申述				5						550円		左記は申述人・申立人1名あたり。	
	相続の限定承認の申述				5						550円		左記は申述人・申立人1名あたり。	
	相続の承認又は放棄の期間の伸長				5						550円		左記は申述人・申立人1名あたり。	
	相続財産清算人の選任		1		10					10	1550円	4000円		
	特別縁故者に対する相続財産分与	4			15				10	10	3950円	4000円		
	遺言書の検認				2						220円		110円×(申立人をのぞく相続人及び受遺者の人数)×2を加える。	
	遺言執行者の選任				8					5	930円			
	遺留分放棄の許可				5					5	600円		審理等のため500円×2、110円×2の追納の場合あり。	
	遺留分の算定に係る合意の許可	2			6						1660円		申立人をのぞく推定相続人の人数×1330円分(500円×2、110円×3)を追加。	
	推定相続人廃除	4			15	1			5	5	3900円	4000円 郵便切手550円(110円×5)を別途納付。		
	遺言確認、遺言執行者辞任(解任)	2			8				5	5	2030円	4000円		
	相続財産清算人の権限外行為許可				1						110円			
	相続財産清算人の報酬付与				1						110円			
保護者選任に関する審判	保護者選任				3						330円			
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可				5					5	600円		審理等のため500円×2、110円×2の追納の場合あり。	
	氏の振り仮名の変更許可				5					5	600円		審理等のため500円×2、110円×2の追納の場合あり。	
	名の変更許可				5					5	600円		審理等のため500円×2、110円×2の追納の場合あり。	
	名の振り仮名の変更許可				5					5	600円		審理等のため500円×2、110円×2の追納の場合あり。	
	戸籍訂正許可	2			7					10	1870円	4000円 郵便切手550円(110円×5)を別途納付。	申立人が1名増すごとに500円×2、110円×2を追加。	
	性別の取扱いの変更				10	1				5	1250円	4000円 郵便切手550円(110円×5)を別途納付。		
	就籍許可	2			7					10	1870円	4000円 郵便切手550円(110円×5)を別途納付。	申立人が1名増すごとに500円×2、110円×2を追加。	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4			10		5		10	10	3650円	4000円		
調停事件	調停事件(遺産分割以外)				10				10	10	1400円	4000円		
	調停事件(遺産分割)			5	20		5	5	10	20	3950円	当事者双方の合計が10名まで1名につき3000円(当事者双方の合計が11名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算。)	相手方が1～5名の場合。(以後、相手方が5名までごとに180円×5、110円×10、50円×5、40円×5、20円×5、10円×10を追加。)	
	277条調停	4			10		5		10	10	3650円	4000円		
	別二審判	4			10		5		10	10	3650円	4000円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合												
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
人事訴訟	人事訴訟	8			10	5	5		10	10	6150円	6000円(相手方が1名増えるごとに2000円を追加)	被告が1名増すごとに500円×4、110円×4を追加。	
	控訴状	10			6	6	10		10	6	7020円	7000円(相手方が1名増えるごとに3000円を追加)	被告が1名増すごとに500円×5、110円×4、100円×4、50円×5、20円×5、10円×4を追加。	
その他手続	間接強制	6			15					15	4800円	4000円 郵便切手110円×債務者数を別途納付。		
	即時抗告	2			15	5	5		5	5	3550円		当事者双方の合計が2名を超える場合、当事者が1名増すごとに500円×2、110円×6、100円×2、50円×3、20円×3、10円×3を追加。	
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	6			15					15	4800円	4000円 郵便切手110円×債務者数を別途納付。		
	更正決定申立て、移送申立て	2			3						1330円	4000円 郵便切手の別途納付をお願いする場合がございます。	(500円×2、110円×2)×申立人をのぞく当事者数を追加。	
	秘匿決定申立て	2			4						1440円	4000円		
	履行命令	4			5				5	5	2700円	4000円 郵便切手110円×債務者数を別途納付。		
審判前の保全処分(後見)	後見命令	2			10	10	2			10	3300円			
	保佐命令、補助命令	4			10	10	2			10	4300円			
	後見命令(保佐命令、補助命令)の取消	4			10	10	2			10	4300円			
	成年後見人等の職務執行停止、職務代行者選任及び取消	4			10	10	2			10	4300円			
	財産管理者の選任及び選任取消、財産管理等に関する指示及び指示取消	2			10					20	2300円			
	財産管理者報酬付与				1						110円			
審判前の保全処分(後見以外)	審判前の保全処分(別途定めるものを除く)	4			10		5		10	10	3650円	4000円		
	【遺産分割】財産管理者選任(選任取消)、財産管理に関する指示(指示取消)	2			3						1330円	4000円(当事者双方の合計が10名を超える場合、10名増えるごとに1000円を加算。)	当事者1名増すごとに110円追加。	
	【特別養子縁組事件】親権者・未成年後見人の職務執行停止・職務代行者選任(取消)	4			14						3540円	4000円(親権者が2名の場合、1000円を加算。)		
	【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】親権者の職務執行停止・親権代行者選任(取消)	4			14						3540円	4000円(親権者が2名の場合、1000円を加算。)		
	不動産仮差押	6			4				8	2	3620円	4000円(登記所数が2を超えるときは、登記所ごとに1000円を加算。相手方が1名増えるごとに2000円を加算) 郵便切手590円×登記所数を別途納付。	登記所が1か所増すごとに1180円分(590円+590円)追加。 相手方が1名増すごとに1220円分(500円×2、110円×2)追加。 対象物件に滞納処分がある場合、滞納処分税務署1か所につき110円追加。	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											備考
		郵便切手の場合										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納 付する際は不要	
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
	債権仮差押	6		1	5						3730円	4000円（第三債務者が2名を超える場合、1名増えるごとに2000円を加算。相手方が1名増えるごとに2000円を加算） 第三債務者に対し陳述催告を行う場合、郵便切手110円×第三債務者数を別途納付。	第三債務者が1名増すごとに1290円分追加。 相手方が1名増すごとに1220円分（500円×2、110円×2）追加。 第三債務者に対し陳述催告を行う場合、第三債務者1名につき700円分（590円+110円）追加。
	動産仮差押	4			4						2440円	4000円（相手方が1名増えるごとに2000円を加算）	相手方が1名増すごとに1220円分（500円×2、110円×2）追加。
	不動産処分禁止仮処分	6			4				8	2	3620円	4000円（相手方が1名増えるごとに2000円を加算）	登記所が1か所増すごとに1180円分（590円+590円）追加。 相手方が1名増すごとに1220円分（500円×2、110円×2）追加。
	不動産占有移転禁止仮処分	4			4						2440円	4000円（相手方が1名増えるごとに2000円を加算）	相手方が1名増すごとに1220円分（500円×2、110円×2）追加。
保全	債権仮差押	5		1	4		1	1			3210円		左記は陳述催告の申立てがある場合。 債務者が1名増すごとに1220円分、第三債務者が1名増すごとに1290円分+（590円+110円）追加 ※債権者が決定正本の郵送を希望する場合1220円分を追加
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）	4			2		2	2			2400円		債務者が1名増すごとに1220円分、登記所が1か所増すごとに1180円分（590円+590円） ※滞納処分があれば110円を滞納処分庁数分追加 ※登録免許税額が10万円を超える場合は補償額を加算して納付 ※債権者が決定正本の郵送を希望する場合1220円分を追加
	不動産仮処分（占有移転禁止）	2			2						1220円		債務者が1名増すごとに1220円分追加 ※債権者が決定正本の郵送を希望する場合1220円分追加
	動産仮差押・仮処分	2			2						1220円		債務者が1名増すごとに1220円分追加 ※債権者が決定正本の郵送を希望する場合1220円分追加
	自動車仮差押	4			3		2	1			2470円		債務者が1名増すごとに1220円分追加、登録所が1か所増すごとに1250円分（660円+590円）追加
	保全取下（不動産）	2			1		2	2			1290円		債務者が1名増すごとに110円、登記所が1か所増すごとに1180円分（590円+590円）追加 ※滞納処分庁がある場合は通知用として110円追加

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											備考
		郵便切手の場合										予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事	保全取下（債権）				2						220円		債務者が1名増すごとに110円、第三債務者が1名増すごとに110円を追加 ※滞納処分庁がある場合は通知用として110円追加
	保全取下（自動車）	2			2		2	1			1360円		債務者が1名増すごとに110円、登録所が1カ所増すごとに1250円（660円+590円）を追加 ※滞納処分庁がある場合は通知用として110円追加
	担保取消（事由消滅（勝訴等））	2			2						1220円		別に供託原因消滅証明書等返送用封筒（郵便切手貼付済のもの）が必要
	担保取消（同意）										0円		別に供託原因消滅証明書等返送用封筒（郵便切手貼付済のもの）が必要 ※被申立人の抗告権放棄書がない場合1220円分、決定正本受領書がない場合110円が必要
	担保取消（権利行使催告）	4			4						2440円		別に供託原因消滅証明書等返送用封筒（郵便切手貼付済のもの）が必要
	執行取消	2			2						1220円		債権者が1名増すごとに1220円分追加。 執行方法が 登記の場合（590円＋590円）×登録所数 登録の場合（660円＋590円）×登録所数 仮差押の場合110円×第三債務者数を追加
	起訴命令	2			2						1220円		債権者が1名増すごとに1220円分追加
	保全異議・保全取下	8			10	5	5		10	10	6150円		被告が1名増すごとに500円×4、110円×4を追加。